

県への指定申請書・変更届・廃止届等の提出先について

介護サービス事業に係る指定申請書（更新申請を含む）、変更届（介護給付費算定に係る体制等の変更届を含む）、廃止届等の提出先は、次のとおりとなります。

1 鹿児島市内に開設又は開設しようとする事業者

鹿児島市役所が提出先となります。

詳しくは、鹿児島市長寿あんしん課へお問い合わせください。

2 鹿児島市以外に開設又は開設しようとする事業者

次に掲げる所管区域を管轄する地域振興局・支庁へ提出

〔指定申請書等提出先一覧(H30. 4. 1現在)〕

地域振興局・支庁名	所管区域
鹿児島地域振興局【地域保健福祉課】 住所: 〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1 TEL: 099-272-6301(直通)	日置市 ・いちき串木野市 ・鹿児島郡
南薩地域振興局【地域保健福祉課】 住所: 〒897-0001 南さつま市加世田村原二丁目1-1 TEL: 0993-53-8001(直通)	枕崎市 ・指宿市 ・南さつま市 ・南九州市
北薩地域振興局【地域保健福祉課】 住所: 〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1 TEL: 0996-23-3166(直通)	阿久根市 ・出水市 ・薩摩川内市 ・薩摩郡 ・出水郡
始良・伊佐地域振興局【地域保健福祉課】 住所: 〒899-8112 霧島市隼人町松永3320番地16 TEL: 0995-44-7954(直通)	霧島市 ・伊佐市 ・始良市 ・始良郡
大隅地域振興局【地域保健福祉課】 住所: 〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6 TEL: 0994-52-2122(直通)	鹿屋市 ・垂水市 ・曾於市 ・志布志市 ・曾於郡 ・肝属郡
熊毛支庁【地域保健福祉課】 住所: 〒891-3192 西之表市西之表7590 TEL: 0997-22-1830(直通)	西之表市 ・熊毛郡
大島支庁【地域保健福祉課】 住所: 〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 TEL: 0997-53-1111(代表)	奄美市 ・大島郡

3 指定申請に当たって、事前に開設協議が必要な介護サービス等

- ・通所介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

指定申請書の提出先機関と
事前協議が必要です。(上記1, 2参照)

4 提出部数等について

(1) 提出部数 1部

(2) 指定等に関する申請様式は、鹿児島県ホームページの下記アドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.kagoshima.jp/>

☆県ホームページ → 健康・福祉 → 高齢者・介護保険 → 事業所指定手続関係

◇介護サービス事業者に関する各種情報を知りたい場合は、

県ホームページ → 健康・福祉 → 高齢者・介護保険 → 指定事業者全般

(3) 新規指定申請の受付は、対面審査で行いますので、来庁される場合は、事前に、来庁日時等を電話により打ち合わせをした上で、来庁くださるようお願いします。

(4) 変更届については、上記3に記載するサービス以外は、郵送でも受け付けます。

5 その他

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについては、市町村指定になりますので、各市町村へお問い合わせください。